

## 訪問歯科 料金表 (負担割合 1割の場合)

※ A、B、Cは**医療保険** Dは**介護保険**が適用されます

※ **障害者手帳、生活保護の方は各市町村の減免と同じ取扱です**

### A. 【 治療費 】

むし歯治療、入れ歯の調整・修理・作成、歯石除去、抜歯など 外来受診と同様の**医療保険適用**となります。

入れ歯 完成までの目安 (5~6回)		
型取り~完成まで (上下片側につき)	総入れ歯	3,000円 ~ 4,000円
	部分入れ歯	2,000円 ~ 5,000円

・上記治療費はあくまでも目安となります。治療費は、残存歯数、義歯のパネの数、使用材料により異なります。

### B. 【 患者様全般に適用されるもの 】

対象	費用名称	ご本人の負担金額(1日につき)
患者様全般 <b>医療保険適用</b>	訪問診療費	130円~1,100円

・訪問先人数、診療時間によって異なります

### C. 【 特別養護老人ホーム、介護保険施設にご入居中の方にかかる費用 】

対象	費用名称	ご本人の負担金額(1日につき)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等で受診される方 <b>医療保険適用</b>	歯科疾患在宅療養管理料	320円(月に1回のみ)
	訪問衛生指導料	300円~360円(月4回まで) ・訪問先人数によって費用は異なります

### D. 【 個人在宅、有料老人ホーム、グループホーム、特別養護老人ホームにお住まいの方にかかる費用 】

対象	費用名称	ご本人の負担金額(1日につき)
有料老人ホーム 在宅等で受診される方  <b>介護保険適用</b>	居宅療養管理指導料※ (歯科医師)	444円 ~ 509円 (月2回まで)
	居宅療養管理指導料※ (歯科衛生士)	296円 ~ 356円 (月4回まで)

訪問先人数により異なります。(月の上限額は2,442円)

※居宅療養管理指導とは

医学管理を継続的に行い、ケアマネージャー・本人・ご家族に情報を提供したり介護方法の助言、指導を行います。また、歯科医師の指示のもと歯科衛生士が口腔ケアや嚥下機能の助言・指導を行います。

個人宅、高齢者向け住宅、有料老人ホーム等で受診の方は A+B+D が費用の総額です

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等で受診の方は A+B+C が費用の総額です